平成２２年（フ）第１２１号
宮崎県都城市乙房町2657番地
債務者　松崎恵美子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１２３号
宮崎県都城市平江町25号１番地
債務者　大浦　綾子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３９０号
鹿児島県鹿児島市甲突町22番19―506号
債務者　飛松　時枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
鹿児島県鹿児島市上之園町８番地12　メゾン上之園402号
債務者　岩切　正貴
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目29番16号
債務者　大迫めぐみ
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７号
秋田県能代市字大瀬儘下45番地52
債務者　佐藤　繁夫
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２９号
秋田県能代市大手町１番11号
債務者　林　　秀勝
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３４号
山形県新庄市大町８番22号
債務者　門脇　米子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１４０号
茨城県牛久市南６丁目６番地93
債務者　川尻　倫明
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
茨城県牛久市さくら台２丁目33番地10
債務者　稲葉　琢也
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
千葉県山武市蓮沼イの2749番地
債務者　加瀬　雅明
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１号
千葉県旭市三川セの819番地２
債務者　桂原　　均
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６９号
兵庫県尼崎市北竹谷町２丁目108番地
債務者　八木　隆大
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４９号
兵庫県西宮市高松町17番２―302号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目17番17号ソレイユ武庫川206号
債務者　佐々木　樹
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５１号
兵庫県西宮市天道町16番８号
債務者　上嶋　督一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６３号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目14番６号210号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目17番22―106号
債務者　滝田　美華
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４３号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番８号
債務者　林田　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７０号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目56番10号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町１丁目22番６号
債務者　山形　秀昭
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係